

## 平成 27 年度 県立旭高等学校 不祥事ゼロプログラム

旭高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

### 1 実施責任者

旭高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長、教頭及び事務長がこれを補佐する。

また、不祥事防止に係る担当総括教諭をはじめとする総括教諭は、校長及び副校長、教頭、事務長を補佐する。

### 2 目標及び行動計画：【 】は担当 G

#### (1) 教育委員会共通目標

##### 法令順守意識の向上【広報】

###### ア 目標

全職員に教育公務員であることの自覚を強く持つよう促し、法令順守を徹底し、服務規律の確保に努める。

###### イ 行動計画

平成 27 年 11 月末までに、全職員を対象に、服務規律の維持等について職員啓発資料等をもとに、所属職員全員を対象にした職場研修を実施する。

##### わいせつ・セクハラ行為の防止【進路支援】

###### ア 目標

わいせつ・セクハラ行為を未然に防止する。

###### イ 行動計画

平成 27 年 9 月末までに、職員啓発資料等をもとに、所属職員全員を対象にした職場研修を実施する。

##### 体罰、不適切な指導の防止【進路支援】

###### ア 目標

体罰、不適切指導の発生を未然に防止する。

###### イ 行動計画

平成 27 年 9 月末までに、職員啓発資料等をもとに、所属職員全員を対象にした職場研修を実施する。

##### 成績処理及び進路関係書類の作成及び取り扱いに係る事故防止【教務】

###### ア 目標

成績処理及び進路関係書類の作成及び取り扱いに係る事故を防止する。

###### イ 行動計画

平成 27 年 7 月末までに、職員啓発資料等をもとに、所属職員全員を対象にした職場研修を実施する。

##### 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策【教務】

###### ア 目標

個人情報等の不適切な取り扱い及び流失を未然に防止し、文書の適正な管理を徹底するなど、全職員の業務全般が遅滞なく適切に執行される体制を確立する。

###### イ 行動計画

平成 27 年 7 月末までに、職員啓発資料等をもとに、所属職員全員を対象にした職場研修を実施する。

平成 27 年 8 月末までに、個人情報の取り扱い及び文書管理について、不適切な事例がないかどうか管理職が確認を行い、その結果を踏まえてこれに関するマニュアルを改善する。

平成 27 年 10 月末までに、個人情報保護に重点を置いた研修会を行う。

## 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通規則の遵守【生活指導】

### ア 目標

交通事故の発生及び酒酔い、酒気帯び運転を未然に防止する。

### イ 行動計画

平成 27 年 7 月末までに、職員啓発資料等をもとに、所属職員全員を対象にした職場研修を実施する。

平成 27 年 12 月末までに、警察署署員を講師として所属職員全員を対象にした職場研修を実施する。研修にはビデオの視聴を取り入れる。

## 会計事務等の適正執行【管理運営】

### ア 目標

経理処理（公費・私費・現金管理）に関する事故の発生を未然に防止する。

### イ 行動計画

平成 27 年 5 月末までに、所属職員全員を対象にした職場研修を実施する。

平成 27 年 8 月末までに、経理全般について不適切な処理がないかどうか管理職が確認を行う。

## (2)旭高等学校独自目標

### 部活動に係る事故防止【生徒支援】

#### ア 目標

部活動中の生徒事故を未然に防ぎ、部費の適正管理に努める。

#### イ 行動計画

年間を通して活気ある部活動の一層の拡大発展を目指しつつ、活動中の生徒の怪我等の防止に努める。

平成 27 年 6 月及び平成 28 年 3 月に、部費管理について、県の指導に基づく運用基準を周知徹底し、改めて不適切な運用等がないか監督、指導を行う。

不祥事防止のために全職員を対象とした個別面談を行う。

## 3 検証

### (1) 第 1 回検証

2 に規定する行動計画について、平成 27 年 10 月下旬に実施状況を確認し、実施について評価を行う。未実施があった場合は 12 月末までに補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合はこれを行う。

### (2) 第 2 回検証

2 に規定する行動計画について、平成 27 年 12 月下旬に実施状況を確認し、実施について評価を行う。未実施があった場合は平成 28 年 2 月末までに補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合はこれを行う。

### (3) 最終検証

2 に規定する行動計画について、平成 28 年 3 月初旬に実施状況を確認し、各目標達成について評価を行う。その結果、新たな目標設定あるいは目標修正が必要な場合はこれを行い、平成 28 年度の旭高等学校不祥事防止プログラムを策定する。

## 4 実施結果

3 (3) の検証を踏まえ、「実施結果」を取りまとめるうえ、教育局行政課の求めに応じて同課に送付する。

## 5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては不祥事防止会議がこれを行う。